

「ボートパーク条例」別表新旧対照表

ボートパーク条例 別表第1(第10条第2項関係)(抜粋)

旧					新(R2.4.1以降)						
施設名		区分			使用料	施設名		区分			使用料
係留施設	浮棧橋	区画1(主に艇長が7.5メートル以下のもの)	1月につき	市内	円 24,170	区画1(主に艇長が7.5メートル以下のもの)	1月につき	市内	円 24,620		
				市外	29,010			市外	29,550		
		区画2(主に艇長が7.5メートルを超え8メートル以下のもの)	1月につき	市内	25,710	区画2(主に艇長が7.5メートルを超え8メートル以下のもの)	1月につき	市内	26,190		
				市外	30,860			市外	31,430		
		区画3(主に艇長が8メートルを超え10.5メートル以下のもの)	1月につき	市内	33,840	区画3(主に艇長が8メートルを超え10.5メートル以下のもの)	1月につき	市内	34,470		
				市外	40,630			市外	41,380		
	区画4(主に艇長が10.5メートルを超え12メートル以下のもの)	1月につき	市内	38,670	区画4(主に艇長が10.5メートルを超え12メートル以下のもの)	1月につき	市内	39,390			
			市外	46,390			市外	47,250			
	一時係留	1回につき		2,060	一時係留	1回につき		2,100			
	係留施設	係船浮標	艇長が5メートル以下のもの	1月につき		11,310	艇長が5メートル以下のもの	1月につき		11,520	
			艇長が5メートルを超え6メートル以下のもの		13,470	艇長が5メートルを超え6メートル以下のもの	13,720				
			艇長が6メートルを超え7メートル以下のもの		15,740	艇長が6メートルを超え7メートル以下のもの	16,030				
			艇長が7メートルを超え8メートル以下のもの		18,000	艇長が7メートルを超え8メートル以下のもの	18,330				
			艇長が8メートルを超え9メートル以下のもの		20,260	艇長が8メートルを超え9メートル以下のもの	20,640				
艇長が9メートルを超え10メートル以下のもの			22,530		艇長が9メートルを超え10メートル以下のもの	22,950					
艇長が10メートルを超え11メートル以下のもの			24,790		艇長が10メートルを超え11メートル以下のもの	25,250					
艇長が11メートルを超え12メートル以下のもの			27,050		艇長が11メートルを超え12メートル以下のもの	27,550					
艇長が12メートルを超え13メートル以下のもの			29,310		艇長が12メートルを超え13メートル以下のもの	29,850					
艇長が13メートルを超えるもの			31,580		艇長が13メートルを超えるもの	32,160					
駐車場	1日1回1時間まで			310	駐車場	1日1回1時間まで			320		
	1日1回1時間を超えた場合は、310円に1時間を超えた時間30分までごとに150円を加算する。ただし、610円を超えるときは、610円を限度とする。					1日1回1時間を超えた場合は、320円に1時間を超えた時間30分までごとに160円を加算する。ただし、640円を超えるときは、640円を限度とする。					

「ボートパーク条例」別表新旧対照表

ボートパーク条例 別表第2(第16条第2項関係)(抜粋)

旧			新(R2.4.1以降)		
行為の種類	単位	使用料	行為の種類	単位	使用料
業として行う写真撮影その他これに類するもの	1日につき	円 <u>20,570</u>	業として行う写真撮影その他これに類するもの	1日につき	円 <u>20,950</u>
業として行うテレビジョン又は映画の撮影その他これらに類するもの	1日につき	<u>41,140</u>	業として行うテレビジョン又は映画の撮影その他これらに類するもの	1日につき	<u>41,900</u>
競技会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートル 1日につき	10	競技会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートル 1日につき	10
物品の販売その他これに類するもの	1平方メートル 1日につき	<u>390</u>	物品の販売その他これに類するもの	1平方メートル 1日につき	<u>400</u>